死亡診断書*1

(この文書は非法曹資格者による記述。各自法曹資格者または法令を確認のこと)

https://l-hospitalier.github.io

2018.4

【死亡診断書と死体検案書】医師が患者の死亡に立ち会えなかった場合は医師法 20条 (無診察治療等の禁止)により死亡診断書を交付できないが、但し書き(「診察後24 時間以内に死亡した場合はこの限りでない」)がある(死亡後診察で生前傷病に関連を 確認するのが望ましい)。 医師は自らの診療管理下にある患者が、<mark>生前診療していた</mark> <mark>傷病に関連</mark>して死亡したと認める場合は「**死亡診断書**」を、それ以外は「**死体検案書**」 を交付。 死亡診断書(死体検案書)は①人間の死亡を医学的・法律的に証明する ②我 が国の死因統計作成の資料となるもので、国際的な評価を可能にするため ICD10 (International Statistical Classification of Disease and Related Health Problems) 分類 を考慮して決める。 法的には医師法 19条2(応召義務等)に「正当な事由なく・・ 診断書の交付を・・拒めない」と医師法 21 条(異状死体の届出)に「死体または4か 月以上の死産児に異状あるとき・・・24時間以内に警察署に届け出」がある。【社会 <mark>的意味】</mark>死亡診断書に記載の時刻に相続が発生するので、死亡時刻、死亡した場所、死 因などが虚偽の場合は刑法 160 条(虚偽診断書等作成)「医師が公務所に提出すべき診 断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、3年以下の禁錮又は30万円以下の **罰金に処する」**で処罰される。 「医師が死亡時刻を判定する」という面もあるが、社会 常識的に(医療スタッフを含む)誰が見ても納得のいく時刻判定が必要*2。 医師の判 断のみであれば刑法 160 条は存在意味がない。 家族の到着を待って家族とともに死亡 確認をした時刻を記入する医療機関があるが、マニュアル*1には<mark>「死亡確認時刻」では</mark> <mark>なく「**死亡時刻**」を記入</mark> (不明場合は**不詳**あるいは推定死亡時刻) と記載されている (但 し**救急搬送中死亡に限り**医療機関で死亡確認を行い、時、分の後ろの余白に(確認)と 付記)。 死亡診断書マニュアルは厚労省の役人の作文。 無視するというドクターも刑 法無視はヤバい。(近接した時刻の他の相続者の死亡などで)被相続者の死亡時刻次第 で相続税の額が大幅に変わる場合がある。例えば親と子供がほぼ同時に亡くなる場合、 子の死亡が先だと瀕死の親が子の財産を相続し、累進課税で高額の相続税がかかり残さ れた相続人が相続する遺産が減る。【死亡の原因】(ア)直接死因に「急性呼吸不全」 と書くとふさわしくない例がマニュアル*1にあるが、「疾患の終末期の状態としての」 「呼吸不全や心不全」と区別ができれば統計分類上の問題はなくなるので、心不全の場 合は「うっ血性」や「虚血性」があれば問題なさそう。「呼吸不全」もただ「呼吸停止」 ではなく「閉塞性」とか「中枢性」とか書けば OK か? いずれにしても違法ではない ので(医政局発行のマニュアルは法ではない)虚偽でなければよい。 在米時(1978) シカゴで少年 33 名を殺した John Wayne Gacy は 1994 年薬物で処刑。公表された Certificate of Death (Illinois 州 will 郡) は直接死因:①acute congestive heart failure (急性うっ血性心不全) ②塩化**カリウムの致死的濃度**の結果 <mark>③</mark>致死的注射(lethal injection)の結果、「米国の論理的思 考」に感心。「**カリウム静注、心停止で死亡**」と考えるより「**心停止で肺うっ血を起こして死** 亡」と考えるほうが論理的か? 刑執行の確認に個人情報の死亡診断書を公表するのも非日本的。

[「]厚労省医政局の死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル(http://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/)。 千葉大中山恒明医師が死亡時刻の虚偽記載で訴追され有罪になった? 某国立大では医局員が口裏を合わせる可能性があるというので、死亡時刻をずらせた診断書を書いた医局長が逮捕拘留された。*2「日付を変えるわけではないので、数時間ずらすのは問題ない」と言う若いドクターが多い。